

合成樹脂製の器具又は容器包装の規格

食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第3のDの2
最終改正:令和7年内閣府告示第95号

1. フェノール樹脂、メラミン樹脂又はユリア樹脂を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装		規 格	溶出条件		料金 (税別・円)
項 目	規 格		使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える	
材質規格	カドミウム	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下	4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分	4 %酢酸 90°C × 30分 水 90°C × 30分	11,000 3,500 6,000 6,500
	鉛	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下			
溶出規格	重金属	比較標準液の呈する色より濃くではない(1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下)	4 %酢酸 60°C × 30分	4 %酢酸 90°C × 30分	3,500
	フェノール	5 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下	水 60°C × 30分	水 90°C × 30分	6,000
溶出規格	ホルムアルデヒド	対照液の呈する色より濃くではない(約4 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下)			6,500
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品並びにクリーム 酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳 油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品 上記以外の食品(pH4.6を超える)	30 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下	ヘプタン 25°C × 1時間 20 %エタノール 60°C × 30分 4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分	7,500 4,500 4,500 4,500

2. ホルムアルデヒドを製造原料とする合成樹脂製の器具又は容器包装(1.を除く)		規 格	溶出条件		料金 (税別・円)
項 目	規 格		使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える	
材質規格	カドミウム	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下	4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分	4 %酢酸 90°C × 30分 水 90°C × 30分	11,000 3,500 6,000 6,500
	鉛	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下			
溶出規格	重金属	比較標準液の呈する色より濃くではない(1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下)	4 %酢酸 60°C × 30分	4 %酢酸 90°C × 30分	3,500
	過マンガン酸カリウム消費量	10 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下	水 60°C × 30分	水 90°C × 30分	4,500
溶出規格	ホルムアルデヒド	対照液の呈する色より濃くではない(約4 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下)			6,500
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品並びにクリーム 酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳 油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品 上記以外の食品(pH4.6を超える)	30 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下	ヘプタン 25°C × 1時間 20 %エタノール 60°C × 30分 4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分	7,500 4,500 4,500 4,500

3. ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装		規 格	溶出条件		料金 (税別・円)	
項 目	規 格		使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える		
材質規格	カドミウム	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下	4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分	4 %酢酸 90°C × 30分 水 90°C × 30分	11,000 22,000 17,000 17,000	
	鉛	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下				
溶出規格	ジブチルスズ化合物	50 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下	150 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下	ヘプタン 25°C × 1時間 20 %エタノール 60°C × 30分 4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分		
	リン酸トリクロリル	1 mg/g以下				
溶出規格	塩化ビニル	1 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下	30 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下	ヘプタン 25°C × 1時間 20 %エタノール 60°C × 30分 4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分		
	重金属	比較標準液の呈する色より濃くではない(1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下)	4 %酢酸 60°C × 30分	4 %酢酸 90°C × 30分	3,500	
溶出規格	過マンガン酸カリウム消費量	10 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下	水 60°C × 30分	水 90°C × 30分	4,500	
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品並びにクリーム 酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳 油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品 上記以外の食品(pH4.6を超える)	30 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下	ヘプタン 25°C × 1時間 20 %エタノール 60°C × 30分 4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分	7,500 4,500 4,500 4,500	

4. ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

項目	規 格	溶出条件		料金 (税別・円)
		使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える	
材質規格	カドミウム	100 µg/g以下		11,000
	鉛	100 µg/g以下		
溶出規格	重金属	比較標準液の呈する色より濃くではない (1 µg/mL以下)	4 %酢酸 60°C × 30分	3,500
	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下	水 60°C × 30分	4,500
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品並びにクリーム	使用温度100°Cを超える: 30 µg/mL以下 使用温度100°C以下: 150 µg/mL	ヘプタン 25°C × 1時間
		酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳	30 µg/mL以下	20 %エタノール 60°C × 30分
		油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品		4 %酢酸 60°C × 30分
		酸性食品(pH4.6以下)		4 %酢酸 90°C × 30分
		上記以外の食品 (pH4.6を超える)	水 60°C × 30分	4,500
			水 90°C × 30分	4,500

5. ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

項目	規 格	溶出条件		料金 (税別・円)
		使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える	
材質規格	カドミウム	100 µg/g以下		11,000
	鉛	100 µg/g以下		
溶出規格	スチレン類 〔スチレン、トルエン、 エチルベンゼン、 イソプロピルベンゼン、 プロピルベンゼン〕	合計5 mg/g以下 但し、熱湯用発泡ポリスチレンは、合計が2 mg/g以下、かつ スチレン及びエチルベンゼンがそれぞれ1 mg/g以下		12,000
	重金属	比較標準液の呈する色より濃くではない (1 µg/mL以下)	4 %酢酸 60°C × 30分	
	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下	水 60°C × 30分	4,500
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品並びにクリーム	240 µg/mL以下	ヘプタン 25°C × 1時間
		酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳	30 µg/mL以下	20 %エタノール 60°C × 30分
		油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品		4 %酢酸 60°C × 30分
		酸性食品(pH4.6以下)		4 %酢酸 90°C × 30分
		上記以外の食品 (pH4.6を超える)	水 60°C × 30分	4,500
			水 90°C × 30分	4,500

6. ポリ塩化ビニリデンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

項目	規 格	溶出条件		料金 (税別・円)
		使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える	
材質規格	カドミウム	100 µg/g以下		11,000
	鉛	100 µg/g以下		
	バリウム	100 µg/g以下		
	塩化ビニリデン	6 µg/g以下		
溶出規格	重金属	比較標準液の呈する色より濃くではない (1 µg/mL以下)	4 %酢酸 60°C × 30分	3,500
	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下	水 60°C × 30分	4,500
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品並びにクリーム	30 µg/mL以下	ヘプタン 25°C × 1時間
		酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳		20 %エタノール 60°C × 30分
		油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品		4 %酢酸 60°C × 30分
		酸性食品(pH4.6以下)		4 %酢酸 90°C × 30分
		上記以外の食品 (pH4.6を超える)	水 60°C × 30分	4,500
			水 90°C × 30分	4,500

7. ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

項目	規 格	溶出条件		料金 (税別・円)
		使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える	
材質規格	カドミウム 鉛	100 µg/g以下 100 µg/g以下		11,000
溶出規格	重金属 過マンガン酸カリウム消費量 アンチモン ゲルマニウム 蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて溶媒を選択ください →	比較標準液の呈する色より濃くではない (1 µg/mL以下) 10 µg/mL以下 0.05 µg/mL以下 0.1 µg/mL以下 油脂及び脂肪性食品並びにクリーム 酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳 油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品 上記以外の食品 (pH4.6を超える)	4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分 4 %酢酸 60°C × 30分 4 %酢酸 90°C × 30分 ヘプタン 25°C × 1時間 20 %エタノール 60°C × 30分 4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分	3,500 4,500 7,500 8,000 7,500 4,500 4,500 4,500

8. ポリメタクリル酸メチルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

項目	規 格	溶出条件		料金 (税別・円)
		使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える	
材質規格	カドミウム 鉛	100 µg/g以下 100 µg/g以下		11,000
溶出規格	重金属 過マンガン酸カリウム消費量 メタクリル酸メチル 蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて溶媒を選択ください →	比較標準液の呈する色より濃くではない (1 µg/mL以下) 10 µg/mL以下 15 µg/mL以下 油脂及び脂肪性食品並びにクリーム 酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳 油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品 上記以外の食品 (pH4.6を超える)	4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分 20 %エタノール 60°C × 30分 ヘプタン 25°C × 1時間 20 %エタノール 60°C × 30分 4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分	3,500 4,500 12,000 7,500 4,500 4,500 4,500

9. ポリアミドを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

項目	規 格	溶出条件		料金 (税別・円)
		使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える	
材質規格	カドミウム 鉛	100 µg/g以下 100 µg/g以下		11,000
溶出規格	重金属 過マンガン酸カリウム消費量 カプロラクタム 蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて溶媒を選択ください →	比較標準液の呈する色より濃くではない (1 µg/mL以下) 10 µg/mL以下 15 µg/mL以下 油脂及び脂肪性食品並びにクリーム 酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳 油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品 上記以外の食品 (pH4.6を超える)	4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分 20 %エタノール 60°C × 30分 ヘプタン 25°C × 1時間 20 %エタノール 60°C × 30分 4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分	3,500 4,500 12,000 7,500 4,500 4,500 4,500

10. ポリメチルベンテンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

項目	規 格	溶出条件		料金 (税別・円)
		使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える	
材質規格	カドミウム 鉛	100 µg/g以下 100 µg/g以下	4 %酢酸 60°C × 30分 4 %酢酸 90°C × 30分 水 60°C × 30分 水 90°C × 30分	11,000 3,500 4,500
溶出規格	重金属	比較標準液の呈する色より濃くはならない (1 µg/mL以下)		
	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下		
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品並びにクリーム 酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳	120 µg/mL以下 30 µg/mL以下	7,500 4,500
		油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品 酸性食品(pH4.6以下)		
		上記以外の食品 (pH4.6を超える)	4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分	4,500 4,500
			水 90°C × 30分	4,500

11. ポリカーボネートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

項目	規 格	溶出条件		料金 (税別・円)
		使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える	
材質規格	カドミウム 鉛	100 µg/g以下 100 µg/g以下	4 %酢酸 60°C × 30分 4 %酢酸 90°C × 30分 水 60°C × 30分 水 90°C × 30分	11,000 ※1 27,000 22,000
	ビスフェノールA類	500 µg/g以下 (ビスフェノールA,フェノール及びp-tert-ブチルフェノールの合計値)		
	ジフェニルカルボネート	500 µg/g以下		
	アミン類	1 µg/g以下 (トリエチルアミン及びトリブチルアミンの合計値)		
	重金属	比較標準液の呈する色より濃くはならない (1 µg/mL以下)		
溶出規格	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下	2.5 µg/mL以下	3,500 4,500 7,500 20 %エタノール 60°C × 30分 4 %酢酸 60°C × 30分
	ビスフェノールA類 接触する食品のタイプに応じて溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品並びにクリーム 酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳		
		油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品 酸性食品(pH4.6以下)		
		上記以外の食品 (pH4.6を超える)		
			水 60°C × 30分	4,500
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品並びにクリーム 酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳	30 µg/mL以下	7,500 4,500 4,500 20 %エタノール 60°C × 30分 4 %酢酸 60°C × 30分
		油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品 酸性食品(pH4.6以下)		
		上記以外の食品 (pH4.6を超える)		
			水 60°C × 30分	4,500
			水 90°C × 30分	4,500

※1 個別の料金はビスフェノールAが22,000円、ジフェニルカルボネートが17,000円です。

※2 料金は1溶媒で22,000円、2溶媒で27,000円、3溶媒で32,000円です。

12. ポリビニルアルコールを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

項目	規 格	溶出条件		料金 (税別・円)
		使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える	
材質規格	カドミウム 鉛	100 µg/g以下 100 µg/g以下	4 %酢酸 60°C × 30分 4 %酢酸 90°C × 30分 水 60°C × 30分 水 90°C × 30分	11,000 3,500 4,500
	重金属	比較標準液の呈する色より濃くはならない (1 µg/mL以下)		
溶出規格	過マンガン酸カリウム消費量	10 µg/mL以下	2.5 µg/mL以下	7,500 20 %エタノール 60°C × 30分 4 %酢酸 60°C × 30分 水 60°C × 30分 水 90°C × 30分
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品並びにクリーム 酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳		
		油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品 酸性食品(pH4.6以下)		
		上記以外の食品 (pH4.6を超える)		

13. ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

項目	規 格	溶出条件		料金 (税別・円)
		使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える	
材質規格	カドミウム	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下		11,000
	鉛	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下		
溶出規格	重金属	比較標準液の呈する色より濃くはならない (1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下)	4 %酢酸 60°C × 30分	3,500
	過マンガン酸カリウム消費量	10 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下	水 60°C × 30分	4,500
	総乳酸	30 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下	水 90°C × 30分	16,000
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品並びにクリーム	ヘプタン 25°C × 1時間	7,500
		酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳	20 %エタノール 60°C × 30分	4,500
		油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品 (pH4.6を超える)	4 %酢酸 60°C × 30分	4,500
			水 60°C × 30分	4,500
			水 90°C × 30分	4,500

14. ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装

項目	規 格	溶出条件		料金 (税別・円)	
		使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える		
材質規格	カドミウム	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下		11,000	
	鉛	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下			
溶出規格	重金属	比較標準液の呈する色より濃くはならない (1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下)	4 %酢酸 60°C × 30分	3,500	
	過マンガン酸カリウム消費量	10 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下	水 60°C × 30分	4,500	
	ケルマニウム	0.1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下	4 %酢酸 60°C × 30分	4 %酢酸 90°C × 30分	8,000
	蒸発残留物 接触する食品のタイプに応じて 溶媒を選択ください →	油脂及び脂肪性食品並びにクリーム	ヘプタン 25°C × 1時間	7,500	
		酒類、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料及び調製粉乳	20 %エタノール 60°C × 30分	4,500	
		油脂及び脂肪性食品、クリーム並びに酒類等以外の食品 (pH4.6を超える)	4 %酢酸 60°C × 30分	4 %酢酸 90°C × 30分	4,500
			水 60°C × 30分	水 90°C × 30分	4,500

15. その他の合成樹脂製の器具又は容器包装(一般規格)

項目	規 格	溶出条件		料金 (税別・円)
		使用温度100°C以下	使用温度100°Cを超える	
材質規格	カドミウム	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下		11,000
	鉛	100 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下		
溶出規格	重金属	比較標準液の呈する色より濃くはならない (1 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下)	4 %酢酸 60°C × 30分	3,500
	過マンガン酸カリウム消費量*	10 $\mu\text{g}/\text{mL}$ 以下	水 60°C × 30分	4,500

*過マンガン酸カリウム消費量に代えて「総溶出物試験」が導入されます。(令和8年6月1日施行 内閣府告示第95号 附則)

提供サンプルについてのお願い

1. 各試験の必要サンプル量

合成樹脂の種類及び使用用途により試験内容が異なります。合成樹脂の種類別のサンプル必要量は、表-1のとおりです。
各合成樹脂ともに、使用温度が1条件の必要量を示しました。

表-1 各合成樹脂の必要サンプル量

試験区分 樹脂名	材質規格	溶出規格		
		浸漬溶出法	片面溶出法	充填溶出法
フェノール樹脂、メラミン樹脂、ユリア樹脂	3g	蒸発残留物が ・1種類の場合 600 cm ² (A4版1/2枚程度) 蒸発残留物が ・全種類の場合 1,800 cm ² (A4版1.5枚程度)		
ホルムアルデヒドを原料とする樹脂 ポリエチレン、ポリプロピレン ポリエチレンテレフタレート ポリメタクリル酸メチル ポリアミド ポリメチルペンテン ポリビニルアルコール ポリ乳酸 ポリエチレンナフタレート	3g			概ね左記の 3倍量を ご用意下さい。 お問い合わせ ください。
ポリ塩化ビニル	10g			
ポリスチレン	5g			
ポリ塩化ビニリデン	8g			
ポリカーボネート	9g			
その他の合成樹脂	3g	300 cm ² (A4版 1/4程度)		

2. ラミネート製品の材質規格用サンプル

ラミネート製品の場合、食品と接触する合成樹脂面についての試験を行います。
材質試験では食品接触面の合成樹脂そのものが必要となりますので、該当樹脂(ペレット、フィルム)を別途ご用意下さい。お持ち込みができない場合は、当センターでラミネート製品から樹脂面をはく離しますが、はく離処理料として通常4,000円(税別)が加算されます。

以上 宜しくお願ひいたします。